

政令指定都市って、 なあに？

政令指定都市とは、法令に基づいて指定されるもので、その規模や能力において国内を代表する大都市のことです。

現在、横浜市や大阪市、名古屋市など十三の市が指定されており、最近では、今年の四月にさいたま市が政令指定都市になっています。

法律では、政令で指定する人口五十万以上の市としが規定されていますが、これまでの指定状況を見ると、人口八十万以上で将来的に百万人程度が期待でき

ることや、都市機能や行財政能力において他の政令指定都市と遜色のないことなど、いくつかの要件を満たしている必要があります。

このうち人口要件については、平成十七年三月までに合併した場合には、七十万人以上に緩和される見込みです。

なお、政令指定都市になると区が設けられませんが、新宿区や渋谷区など東京にある「特別区」とは異なり、区長の選挙や独自の議会はありません。

政令指定都市になると、 今までとは何が違うの？

政令指定都市は、地方自治法により都道府県が行う

さまざまな事務の全部または一部を直接処理すること

ができるとされています。このほか、個別の法令により多くの権限が移譲されています。

例えば、現在県が行っている国道（指定区間を除く）や県道の管理のほか、児童相談所や精神保健福祉センターの設置、小中学校の先生の任免、風致地区や県道および四車線以上の市道などの都市計画決定、療育手帳の判定・発行事務などを市が行うこととなります。

また、今まで県で判断していた事務の多くを市で一元的に行うようになり、さまざまな許認可などがスピーディーに処理できるとも、事務の担当や責任が明確になります。さらに、国と直接交渉を行うことができるようになり、国の施策に対して市の考え方を伝えることができます。

財政面においても、県から移譲される事務の増加や行政組織の変更により必要

となる新たな財政需要に応じて、国や県から財源の移譲や交付金の増額などの措置がなされます。地方交付税の算定においても、大都市としての特性が考慮され、一般の市とは別の基準で算定されます。

さらに、政令指定都市になることで国内外の認知度が上がり、都市イメージが上昇することにより、人・もの・情報の交流が進み、都市の拠点性が高まり、民間投資・企業誘致の活性化や雇用機会の創出、都市型産業の集積が図られ、税収の増加が期待できます。

このたびの合併では、市全体の調和を図りつつ区役所へできるだけ多くの権限を移譲するとともに、住民自治の一層の充実を図り、市民の皆さんと行政による協働のまちづくりを推進することを基本とする「分権型政令指定都市」の実現を目指しています。

◆合併についてご意見は、企画調整課 合併調査室へ。

- お手紙 ☎ 956-8601 住所記載不要
- 電子メール ✉ gappei@city.niitsu.niigata.jp へ。

◆合併に関する情報は、こちらをご覧ください。

- 新津市ホームページ <http://www.city.niitsu.niigata.jp/>
- 新潟地域合併問題協議会ホームページ <http://www.niigatachiiki-gappei.jp/>